

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	北千里駅周辺の駐輪問題について	北千里駅周辺の駐輪、特にイオン北医療ビル前歩道上は危険渋滞です。高校生、藤白台からの駐輪(長い坂の上、駅ブロックを回り込まぬと駐められぬ不便さ): 斯様な不便さを抱えながら通行障害になるので不法駐輪撤去の為に回収されて。と言っても貴重な税金をかけるのに不納得。そこで提案! 当座! 通行人の比較的少ない(藤白、青山、古江)、歩道幅の広めの歩道の車道沿いに、歩行の妨げにならぬよう斜めに、利用料無料の駐輪場所設定をお願いします。 市政: キメ細かな市政に傾く反面、この駐輪問題にも利用者の立場に立った優しい考慮・判断を期待します。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。ご指摘のとおり、医療ビル前の歩道では放置自転車により通行障害の起きている時間帯があります。この放置自転車の多くはビルの利用者であるため、テナントには利用者の放置自転車による通行障害が起きている旨を伝え、改善するよう指導しております。歩道上に無料駐輪場の設置をの件ですが、近隣には利用目的に応じた駐輪場が設置されており、それが空いているにもかかわらず放置する利用者に対しての根本的な解決にはならないと考えます。 自転車を利用する者の責任として、マナーやルールを守り放置自転車のない環境づくりができるよう、今後も粘り強く指導するとともに、利用者のモラルの向上を目指し啓発してまいります。	総務交通室	R6.7.24	R6.8.5
2	B22. 片山公園内のUR団地の出入り口付近の水道の止水栓が、路面より数Cm浮き上がっており危険	この件は、2年前(R4年4月18日)にも投稿しており、何ら改善された形跡が見られません。 ⇒添付画像B22-左: 令和4年3月。投稿時の止水栓浮き上がり。右: 令和6年7月現在 ・URの入居者のスーパーライフへの経路で人の出入り多し。公園では幼児を含めて多くの子供たちが利用。(自転車・輪車・スケート…) ⇒添付画像B22-公園の利用状況。 今年も夏祭り(平和親子…)が開催(某市議会議員からの情報)。夜間は更に危険度が増します。夏はサンダル履きのため危険。 ⇒添付画像B22-以前の夏祭りの状況。 ⇒速やかに改修願います。 1)現場は、令和4年3月頃に水道管の敷設工事をされています。水道部は、工事完了後の現場検査は、どのようにされていますか。 2)令和4年4月18日投稿時の回答文「路面より浮き上がった止水栓」の件については、現場を確認し対応方法を検討します。(担当:工務室) ⇒検討だけですか。現場確認はされたのでしょうか。 3)この止水栓は、公園の外周ランニングコースに設置されています。すぐ横の植栽の中への移動は出来ませんか。 4)公園みどり室は、公園の安全点検はどのようにされていますか。点検の要綱、着眼点の指針は有りますか。 ・点検頻度(職員、業者)を教えてください。 5)吹田市は「安心・安全のまちづくり宣言」をされています。 ⇒危機管理室、保育幼稚園室、学校教育室に供覧を願います。※添付画像を含む。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)について 水道部では、工事検査規程に基づき、工事請負契約の目的物の全部が完成したときなどに、契約書、仕様書、設計書、図面その他関係書類に基づいて検査を行っており、書類検査及び現場検査により、工事目的物の完成の確認を行っております。 (担当:工務室) 2)について 〇〇様から2年前にいただきました投稿の件につきましては、現地を確認後、令和4年4月22日(金)に止水栓ボックスの調整及び真砂土の補充により、通路面の不陸整正を行い、写真にあった段差は解消させていただきました。その後公園みどり室との協議により、水道部にて令和5年1月末から2月初めにかけて通路の復旧を行い完了しております。 (担当:工務室) 3)について 止水栓は吹田市の給水装置工事の施工基準に基づいて設置しております。なお、片山公園を管理する公園みどり室と止水栓付近の通路の件については、改善の方で話し合いを行ってまいります。 (担当:工務室) 4)について 本市で管理している公園施設の点検につきましては、国土交通省で策定されている指針をもとに実施しております。点検頻度につきましては、遊具は、年1回専門の業者による点検を実施しております。樹木は、敷地境界付近の高木のみ5年に1度の頻度で専門の業者による点検を実施しております。その他の施設につきましては、職員の日常パトロールや市民の方々からの通報を受けて、都度職員で点検を実施しております。 (担当:公園みどり室)	公園みどり室、工務室	R6.7.25	R6.8.5

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
3	B21.吹田市HP新着情報の7月3日の「吹田市地域防災計画等修正支援業務」のタイトル及び内容に疑問	1)このタイトルでは、自治会の防災組織・市内の企業への支援なのか、吹田市の防災計画に関わるものかが不明。 ⇒添付画像B21-サイト、公告文(令和5年5月10日) 2)サイトを開くと、冒頭に「募集を終了しています」の表記があります。 ⇒入札案件ならば、タイトルの末尾に「一般競争入札について」の補記が必要。※他部局ではされています。 3)公告文の入札募集タイトルは「吹田市地域防災計画修正(新地震被害想定)支援業務」となっており、HPの新着情報のタイトルは、公告文のタイトルに合致すべき。 4)開札日が、“令和5年5月31日”となっており、今日は令和6年7月21日であり、1年前の内容がHPに掲載されており、何かが間違っています。 5)公告文の募集日が、“令和5年5月10日”となっていますが、令和5年5月10日の吹田市のHPの新着情報には、掲載がされていません。 ⇒添付画像B21-新着情報-令和5年5月10日。当該のタイトルの掲出なし 6)落札業者の“パスコ”様は、吹田市の何を見て入札をされたのでしょうか？応募の年月日を教えてください。 7)業務期限が、令和6年3月31日迄である事から、落札業者から成果物は市に提出済みと考えます。 ⇒危機管理室は、市民への広報・周知は何時頃の予定ですか？ ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1について 吹田市における防災計画は、災害対策基本法第五条に基づき「吹田市地域防災計画」という名称で作成しております。そのため、吹田市地域防災計画の修正を支援する業務であることから「吹田市地域防災計画支援業務」として入札を行っております。 2について タイトルから入札方法がわかるよう今年度の業務では、一般競争入札を追記いたしました。 3について ホームページの新着情報タイトルと公告文のタイトルの整合性をとるよう行ってまいります。 4について ホームページの更新の際に誤って、昨年度の内容も掲載しておりましたので削除いたします。 5について ホームページの更新の際に、手違いがあり新着情報への掲載が行われなかった可能性があります。今後は、新着情報に掲載に漏れないよう確認をしてまいります。なお、今年度の本業務における入札では新着情報に掲載しております。 6について 令和5年5月10日(水)にホームページに掲載しております。当該事業者は、令和5年度(2023年度)一般競争入札(業務委託)一覧の募集中案件を見て入札に来たと考えております。 7について ホームページにおいて吹田市地域防災計画及び被害想定に関する内容を更新いたしました。今後、修正内容を踏まえて市民の皆様には防災啓発を行ってまいります。	危機管理室	R6.7.22	R6.8.6
4	山一地区の祭りに来た市長について	7月27日山田第一小学校で夏祭りがありました。校門がある場所は山田川の側で行き止まりのような場所で車が入ってきたら更に狭くなるような場所です。当日自転車で来た人には誘導の人が駐輪場はないとアナウンスをし、追い返していました。 ただ、市長と思われる人はアルファードクラスの大きい車で校門の前まで入ってきました。誘導が注意しないので間違いなく市長と思います。いくら祭りの関係者が許可等をしたとしてもあのようなサイズの車で来る必要はあるのでしょうか？当時人の往来も激しかったです。 市長が市民に不快感を与えてもいいのですか？何か自分自身を勘違いしていませんか？自転車は追い返しておいて、市長ならOKですか？手前で降りて来るなり、自転車等で来るならまだイメージがいいのに、今ニュースされている〇〇県の知事みたいに感じました。 公務で来ているのかもしれませんが子供達がたくさいる会場です。子ども達等が万が一怪我をしたとか考えないのでしょうか？市民として別に市長が来なくても問題ないと思いますが、公務で行くなら市民がどう感じるか考えて行動してください。 市民として恥ずかしいと感じました。改善を求めます。	市長が公務で移動する際には、効率性と安全性を考慮して公用車を使用しています。動線や駐車場所については、行事主催者の指示に従い、安全に配慮して運行しています。 この度のご指摘を受け、今後も公用車の運行には十分な注意を払い、安全確保に努めてまいります。	秘書課	R6.7.29	R6.8.7

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
5	ニコチン・ヘイヴン吹田2	市内で健康増進法違反を6件見かけました。それぞれ対応と回答願います。 (1) ○○ 店員が店横の通路で喫煙していた(写真参照)。ここは○○というアーケード商店街の中なので健康増進法29条違反である。再発防止を指導されたい。 (2) ○○ 店から未就学児を連れて母親が出てくるのを見かけました。店内を覗くと客が喫煙していました。扉やその付近に標識等はなかったです。健康増進法違反なので是正を指導願います。 (3) ○○ 2ヶ月前に見たことなので今どうなってるかわかりませんが、店内に喫煙専用室があって、その扉に標識がなかったです(写真参照)。あと店の入り口の標識も北口にはあるけれど、西口にはなかったです。どちらも必要と思うので、是正を指導願います。 ○○ ここはいつも酷い。3件ある。 (4) ○○ 喫煙可能店の要件を満たさず壁がないまま営業している中、客に喫煙をさせていた(写真参照)。健康増進法29、30条2項違反である。 壁を作り、風速要件を満たすまで禁煙とするよう指導されたい。またその間、喫煙可能店の届出を受理すべきでない。 (5) ○○ 新規開店してるのにもかかわらず、店内で客が喫煙していました(写真参照)。店員も黙認です。 健康増進法29、30条2項違反である。 禁煙とするよう指導願います。 (6) ○○ 3方向に壁がなく開放されています。 客が喫煙しているのでタバコ煙が地下街の廊下へとダダ漏れ状態です。 健康増進法に違反してますので、禁煙とするよう指導願います。	1について 通報を受け、○○の管理権原者に連絡し、アーケードの商店街内での喫煙について再発防止を指導しました。 2について 通報を受け、○○の管理権原者に連絡し、喫煙可能店の表示をするよう指導しました。 3について 通報を受け、現地確認を行い、○○が入居する複合施設の同一フロアに設置されている喫煙専用室の表示に関し以下を確認しました。 ア 喫煙専用室…表示なし イ 複合施設北側出入口…表示あり ウ 複合施設に入居する○○の出入口(複合施設西側)…表示なし エ 複合施設の入居する○○の出入口(複合施設西側)…表示なし ウについて、複合施設の出入口としての機能を有しています。 以上のことから、複合施設の施設管理会社に連絡をとり、ア及びウの2か所について、標識を掲示するよう指導しました。 4について 通報を受け、○○の管理権原者に連絡し、店舗と外部を区画するよう指導しました。 ○○に対しては、これまで、喫煙可能店として営業する場合は、たばこの煙が室内から外部に流出しないよう店舗と外部を区画するよう指導してきました。喫煙可能店の届出に際しては、上記を含む喫煙専用室におけるたばこの流出を防止するための技術的基準に照らし合わせ、適切に対応してまいります。 5について 通報を受け、○○の管理権原者に連絡し、禁煙とするよう指導しました。 6について ○○の管理権原者に対し、これまで煙が外に漏れない開口部とするか喫煙室を設けるよう指導してきました。引き続き、改善に向けた助言・指導を行ってまいります。	健康まちづくり室	R6.7.30	R6.8.13

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
6	B23. 市HP新着更新情報7月2日の『「子供ミーティング」の開催について』のタイトル及び内容の提案	このタイトルからは、私はイメージが湧きません。もしかしたら関係職員の方が「子供ミーティング」についての協議をされるのかな?…とも思いました。 1) サイトを開くと、「吹田市こども計画」を作るうえで、小中高校生から、色々な意見を聞いて参考にしたい… ⇒添付画像B23-サイトの内容 児童部 子育て政策室は、タイトルの見直しをされませんか。 ⇒仮(案):「吹田市こども計画」の策定にあたり、小中高校生の「子供ミーティング」の開催。参加者募集 2) 開催場所が、青少年活動サポートプラザになっていますが、アクセス(地図)のサイトがありません。 ⇒児童・生徒さんが一人で来られる場合、夏休み期間中での事故・事件に遭わないためにも必要。 3) 開催場所の説明文が、「阪急吹田駅徒歩1分」…になっており、訂正が必要。 4) 募集人数が先着30人との事ですが、小中高校生間で偏在が生じた場合の対応策を考えておかれたら… 5) 障がいをもっておられる方が参加される場合の対応策を考えておかれたら… サイト内に「子供のみなさんがどのように考えているかを聞いて、市役所の取組の参考に…」の文言が有ります。 6) 市HP新着更新情報に掲載されたタイトルの冒頭には【更新】の文字がありますが、【新規】では、ないのでしょうか。⇒添付画像-上 ※広報課に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	ホームページにて、開催場所へのアクセス(地図)のサイトがなかった点につきましては、参加する子供が安全に来ていただけるよう、「子育て青少年拠点 夢つながり未来館(ゆいぴあ)アクセス」のページへリンクを貼り地図を確認できるようにいたしました。また、ご指摘いただきました最寄り駅名の表示につきましても修正をしております。 なお、【新規】【更新】の別については、新規で掲載した後に修正があったため【更新】としているものです。 その他の御意見についても、イベントを開催するにあたり参考にさせていただきます。	子育て政策室	R6.7.31	R6.8.14

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
7	公園、道路の花について	ランタナという繁殖力の高い花があちこちに咲いています。西千里第1公園はほとんどがランタナで埋め尽くされています。トゲもあるので子どもが刺さると危ないです。道の端も飛んだ種により花を咲かせている光景をよく見ます。花も根、茎が固く駆除しにくい。市の方で道路、公園は駆除していただきたいです。また個人宅では繁殖力が強い事を認知していただき気をつけるよう注意喚起していただきたいです。よろしくお願いします。	ランタナに限らず、市の管理する道路の植樹帯や植樹帯、その他道路施設には市が植えていない花や雑草などが生えてくることがあり、必要に応じて除去しております。御要望の西千里第1遊園付近については現場を確認し、状況に応じて除去等の対応をまいります。 (担当:道路室) 西千里第1遊園のランタナにつきましては、市が植栽したものではなく、遊園の清掃等実施していただいている地域のボランティア(千里山自治会)の方が維持管理しています。今回の御要望につきまして、ボランティアの方に伝え、対応してもらおうよう要請しました。 (担当:公園みどり室) ランタナは、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」に記載されており、被害の拡大が懸念されています。ランタナを含めた外来種を「入れない」「捨てない」「掘らない」という被害予防の三原則をはじめ、外来種の問題、生物多様性の重要性について、市民の皆様にも広く認識していただけるよう、啓発に努めてまいります。 (担当:環境政策室)	環境政策室、道路室、公園みどり室	R6.8.1	R6.8.14
8	B24。8月1日【水の日】。1～7日【水の週間】の取組・実施内容の広報が必要	先日、新聞記事に【水の日】【水の週間】の記載が有りました。水の大切さや水資源開発の重要性に対する国民の関心を高め、理解を深めるため、政府が昭和52年の閣議了解により定め、平成26年に制定された水循環基本法において、国民の間に広く健全な水循環の重要性についての理解と関心を深める日として位置づけられました。 ・水道部のHPには期間中の行事の記載が何も有りません。市HPの新着更新情報に取組んでおられる実施内容の掲出が必要と考えます。 ・国土交通省は、水資源:「水の日」・「水の週間」についてR6年度の取組をHPに掲出されています。紹介が必要と思います。 ・後藤吹田市長様におかれましては、7月9日～10日に国土交通省を訪問されていますが、用件を教えてくださいませんか。	水の日、水の週間のホームページ掲載について 本市におきましては、「水の日」「水の週間」期間中、「水の日」、「水の週間」及び厚生労働省が後援しております「健康のため水を飲もう」推進運動の啓発を、市報すいた8月号での啓発記事の掲載及び吹田市の関係部局間との連携による公共施設での啓発ポスターの掲示にて実施しているところです。 今後も、水の大切さや水資源開発の重要性に対する市民の関心を高め、理解を深める必要があることから、市ホームページでのそれらの啓発や国土交通省が実施している取組の紹介も含め、より効果的な啓発に努めてまいります。 (担当:水道部総務室) 市長訪問について 市長の7月9日(火)、10日(水)の国土交通省への訪問につきましては、同省職員と広く市政に関する意見交換を行ったものです。 (担当:秘書課)	秘書課、水道部総務室	R6.8.5	R6.8.14
9	北千里駅近くでの歩きタバコについて	7月22日18時45分頃、北千里駅の近くの公社2棟あたりの市道西側の車道を歩いていた50～70代くらいの買い物袋を下げた男(上は白、下は青のジーパン)が歩きタバコをしていた。 北千里駅や藤白台3丁目付近では最近歩きタバコが非常に多くなっている。朝と夕方が特に多いので職員の巡回の上、対処をお願いします。	北千里駅周辺につきましては、路上喫煙防止啓発員による喫煙マナー向上に向けた啓発活動を実施しております。今後も不定期にはなりますが、啓発活動を継続してまいります。 いただきました情報は、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R6.8.13	R6.8.14

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
10	図書館に関する意見	高齢者の父が図書館で新聞を読んでいるときに「指を舐めて新聞をめくる」事を注意されました。 衛生上も保管的にも良くない行為なので当然ですが、高齢者になると新聞や雑誌をめくるのが難しくなります。 そこで、「希望者に指サックの貸し出し」を検討して下さい。	御尊父が新聞を読むにあたり、図書館での「指サック」の貸し出しを希望される御事情につきまして、確かに承りました。 しかしながら、「指サック」は小型の事務用品のため管理が難しく、図書館備品としての貸し出しは困難であると考えています。また、使い捨てのものを御用意することも難しい状況です。 たいへんお手数をおかけいたしますが、御自身で御準備いただきたく存じます。	中央図書館	R6.8.13	R6.8.20
11	吹田の街は、大阪市内に比べると綺麗だが、自転車のマナーが悪い。だが。	一部の地域で、やはり、大阪市内と同じように、たばこの吸い殻やごみが道路に散乱遺棄されています。 同じように、自転車の事です。駐輪場以外の歩道上に停めている自転車が多くのに気が付きます。特に年配の婦人に多いのですが、信号無視の自転車が自立ちます。関大近くに住んでいるのですが、歩いている学生が赤信号を待っているのに、婦人はその間を縫って、赤信号で大通りを渡り、幹線道路を走っていると、信号無視の自転車が私に突っ込んで来たことがありました。出血して倒れた自転車を一瞥して、その婦人の自転車前部にはチャイルドシートが設置され、5-6歳の子供が座っていました。母親がそうして信号無視を平気でしていることを見た子供は、それでよいと思い、交通ルール無視の連鎖です。特に、関東から比べると、大阪人はルール無視の人たちが確かに多いです。 私は前住所西成区に住む前、茨城県水戸市に2年ほど住んでいました。市役所から委嘱され、交通審議委員を務め、各会議では上記意見と対策を発表しました。吹田市で、このような活動を続けたいと思います。政策審議委員などの募集は時期がありますか？今後、広報を読んで機会があれば応募したいと思いますが、事前の任意の活動は可能でしょうか 質問の趣旨は、マナー違反、交通ルール無視の自転車の改善活動をしたい、事です。	御意見頂きました市民委員を伴う交通審議の会議体については、本市では設置しておりません。 なお、任意の活動については、市が可否を判断するものではありませんが、個人での注意喚起等の活動はトラブルに繋がる可能性もありますので、場所の詳細をお教え頂ければ市で啓発看板等の設置を検討させていただきます。また、吹田警察署へも情報を共有させていただきます。 その他、駐輪場以外の歩道上に停められている自転車についても場所をお教えいただければ適宜対応いたします。	総務交通室	R6.8.13	R6.8.22
12	JR吹田駅 JR岸辺駅のバス乗り場案内について	JR吹田駅とJR岸辺駅共に北口と南口のバス乗り場があるかと思いますが、自分が乗りたいバスがどちらから出るのか、改札口を出ても案内が無く分かりません。JR吹田駅、岸辺駅ともに屋間は改札口に駅員もいないので聞くこともできません。 JR吹田駅では、JR中央口を出たあとに阪急バスの案内板がありますが、そこが南口であるのか北口であるのか、JR中央口としか記載が無いので、よそ者には分かりません。JR岸辺駅も、北口南口どちらもバスが発着致しますとの記載しかなく不親切です。 よく乗る吹田市民だけではなく、他箇所から来た人にもわかりやすい案内板が欲しいです。	JR等交通事業者へ案内表示についての要望は共有してまいります。 また、本市の方でも、公共交通マップを発行しておりますのでそちらもご活用頂ければ幸いです。 ホームページ「吹田市公共交通マップ2024」 https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1018186/1018489/1009856.htm	総務交通室	R6.8.13	R6.8.22

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
13	B26。片山市民プール手前のスーパー前のT字路に「自動車進入禁止」の大型看板	1)文化スポーツ推進室は、交通規制の看板の設置について、吹田警察署との協議、許可を受けられたのでしょうか。 ⇒添付画像B26-1 交通規制の看板。ガードマン不在 ・看板には、規制の時間帯、う回路図、吹田市、吹田警察署の文字は有りません。案内のガードマンは配置無し。 ・市民プールへの車での進入路は、2カ所有りますがもう一方の道路には、「自動車進入禁止」の看板は有りません。 ・T字路からプール迄約120mあり、この間に大きなマンションなどが5棟有りますが、住民の方々への周知はされておられるのでしょうか。 ・看板の固定は、電柱とマンションのフェンスに針金でされていますが、マンションの承諾は得ておられるのでしょうか。 2)片山保育園の角に、ガードマンの日よけのための大型のパラソルが道路に設置されていますが、吹田警察署の道路使用許可は受けておられるのでしょうか。 ・パラソルの傘の部分が、道路に飛出しており、車の通行に支障になると思います。 ・配置されているガードマンは、イスに座ってスマホを閲覧されており、自動車の誘導整理業務が果たせていません。 ⇒添付画像B26-2 パラソルの設置状況。ガードマンとスマホ 3)今回、私が投稿したのは、上記のガードマンが自動車の誘導を適切に行わなかった事により、自動車がプールの入口でUターンした事によるものです。 ⇒添付画像B26-3 自動車がUターン 4)吹田市は、入札募集案内には法令遵守の文言が多く見られますので、市民プールでも同様に法令遵守が必要と思います。 5)片山市民プールの市HPの片山公園駐車場は現在、自転車専用であるのに車の利用ができる事になっており、訂正が必要。 6)片山市民プールの指定管理者のHPで、身長制限が屋内プール利用時に記載があるのに、屋外プール(50m、25m)に制限が無いのは、何故ですか。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	交通規制の疑いを与える看板につきましては、片山公園の駐車場が夏期プール開催期間には駐輪場となり駐車ができない旨を周知するために、指定管理者が当該マンションの管理人にご了承いただき設置しておりましたが、内容を確認したところ、語弊を生じる可能性が高いものであるため、撤去するよう指示しました。 ガードマンの配置箇所に設置していた大型パラソルにつきましては、パラソル部分が道路にはみ出していたことから、撤去しました。 また、ガードマンのスマホ使用及び誘導業務につきましては、現状把握とともに従業員に対し業務中に携帯の閲覧をすることがないよう、また、通行者の安全を最優先し、今後、同様事象が生じないよう誘導業務を徹底するよう指導しました。 市民プールの管理運営につきましては、法令遵守等について確認し管理及び指導を徹底してまいります。 夏期期間における駐輪場及び屋外市民プールの身長制限について記載漏れがありましたので、修正いたします。 ご指摘ありがとうございます。今後、いただいたご意見を参考に運営に努めまいります。	文化スポーツ推進室	R6.8.19	R6.8.28

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
14	B25. 市HP(新着情報)で8月9日掲出のタイトル「令和6年度第1回吹田市高齢者生活支援体制整備協議会」ならびに「…(すいたの年輪ネット)」について改善提言	同様のタイトルが続けて掲出されており、整理をされて対象者の方に見やすく、分かり易く、活動内容を知って頂く事が必要。 ⇒添付画像B25-1 新着情報-2件 【令和6年度第1回吹田市高齢者生活支援体制整備協議会】 1)このタイトルでは、協議会の説明なのか、協議会の開催案内なのか…が分かりません。⇒タイトルに工夫が必要。 ⇒サイトを開くと、2024年6月27日に開催済みであり、タイトルの末尾に“会議録公開”の補記が必要。 ⇒添付画像B25-2 サイトの開催案内、新着更新情報に無し 2)6月27日に開催されていますが、事前の開催案内が市HPの新着更新情報に提出されています(5月24日以降確認済)。協議会が“公開”となっている事から、傍聴希望者への事前案内は必要。 ※参加された傍聴者は、開催情報の入手をどのようにされたのか疑問。 3)議事録に、事務局の部室名称、担当の氏名・役職名の記載が必要。 4)委員の方が、17名おられその内、欠席委員の方が、5名おられます。⇒欠席の場合の代理出席者について、並びに任期が現在2年の延長(案:5年)の検討が必要。 ※現在、任期が2年であり、また開催頻度も年に1回程度で有り、委員の中には吹田市の高齢者支援の知見に疎い方がおられるかもしれません。後任委員の育成?面…と考えられたら… ⇒添付画像B25-3 協議会、公開、任期 5)議事録を斜め読みしましたが、対象者の状況が多岐にわたり難しいのか分かりませんが、各委員の発言で良い取組事例の水平展開、吹田市の課題・各委員への要望。委員長(or 委員長職務代理者)のまとめ、吹田市への意見・要望の記述が少なかつたように思えます。 【吹田市高齢者生活支援体制整備協議会(すいたの年輪ネット)】 ⇒サイトを開くと、タイトルの内容説明、委員、市民フォーラム、地域会議、R6年およびR5年実施の協議会の概要・議事録が掲載。 6)冒頭の根拠法令等「吹田市高齢者生活支援体制整備協議会設置要領」の記載が有りますが、市HPの“例規集”に掲載がされていないように思います。 ⇒添付画像B25-4 例規集に無し 6)このタイトルでは、協議会の説明なのか、協議会の開催案内なのか、協議会の結果報告なのか…が分かりません。⇒タイトルに工夫が必要。 ⇒(仮案):「吹田市高齢者生活支援体制整備協議会(すいたの年輪ネット)」について ⇒添付画像B25-1 新着情報-2件 7)R6年の協議会の概要・議事録が前記のサイトと重複掲載。R5年の協議会の概要・議事録は、“過去の開催履歴”に包含されれば、市民はサイト内の多くの情報の確認が不要となります。スマホの場合は顕著。 ⇒添付画像B25-5 すいたの年輪ネット会議概要重複 ⇒添付画像B25-6 過去の協議会 8)このサイト内の“市民フォーラム”(生活支援体制整備)を開くと、更新日 2024年6月6日ですが、市HPの新着情報に提出されていません。 ⇒添付画像B25-7 生活支援体制整備が新着に無し 9)このサイト内の“地域ケア会議”を開くと、更新日 2024年7月3日ですが、市HPの新着情報に提出されていません。 ⇒添付画像B25-8 地域ケア会議が新着に無し ※私は、後期高齢者であり、いつかお世話になるかもしれません。しかし今回、“(すいたの年輪ネット)”の言葉を初めて知りた、色々な活動についても知りました。 ⇒福祉部 高齢福祉室は、高齢者並びに前段階の年代の市民への広報が必要。公民館の空き室の日が多いです。フレイルにならないためにも活用されたし。 10)市HPに掲出されるにあたり、上席者の決済を受けられたのでしょうか? ※広報課に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表していません。	1)について 御指摘のとおり、掲載の目的が分かるように修正をいたしました。 2)について 令和6年度第1回本協議会の開催にあたりましては、令和6年5月8日付で新着情報も含めてホームページに掲載しております。また、開催案内はホームページのほか、市報でも周知しております。 3)について 今後の議事録では事務局の部室名称、担当の氏名・役職名の記載を行うことといたします。 4)について 本協議会の委員は、各関係団体より御推薦いただき、委員として選任しているため、欠席の場合の代理出席という形態はとっておりません。また、本協議会は年3回開催していることから、2年間という限られた任期にはなりますが、より多くの委員に参画していただき、御意見をいただきながら、市の施策や取組に反映させてきた経過もありますので、現時点で変更の予定はございません。 5)について 令和6年度第1回本協議会は、2年間の任期の1回目の協議会であり、新しく委員となられた方が多いことから、主な内容としては、これまでの経過の説明や取組内容の紹介といった部分が中心となっておりますが、本協議会での検討結果が、様々な取組につながっていることを各委員に理解していただいた内容であったと考えております。 すいたの年輪ネット5について 例規集には条例・規則等を掲載しており、吹田市高齢者生活支援体制整備協議会の設置につきましては、要領で規定していることから、本設置要領は例規集に掲載していません。 本要領につきましては、令和6年度第1回本協議会資料として掲載しておりますので、御覧ください。 7)について 令和5年度本協議会の概要・議事録につきましては、御指摘のとおり、修正を行いました。 8及び9)について 「地域ケア会議」や「生活支援体制整備事業」のページにつきましては、ページ内の更新作業は行っているものの、軽微な修正点であり、新着情報として掲載するほどではないと判断し、更新のみを行ってきましたが、「地域ケア会議」や「生活支援体制整備事業」等の取組につきましても、新着情報への掲載を行うなど、市民に幅広く周知を図ってまいります。 10)について ホームページの更新作業にあたりましては、上席の決裁を受けたうえで掲載を行っております。	高齢福祉室	R6.8.16	R6.8.30
15	北千里駅ロータリーでの歩きタバコについて	2024年8月15日13時50分頃、北千里駅のロータリーの1番乗り場(ミニミニのあたり)で上は茶色、下は黒の50〜70代くらいの男が歩きタバコしていた。 ボランティアで清掃活動もしているが最近では北千里駅の周辺にタバコの吸い殻が大量に捨てられていることが多い。昔に戻ってきていると感じている。喫煙者は減少傾向だというのがマナーの悪い喫煙者だけが残った印象しかない。 職員や有志の巡回強化をお願いします。また、新たな対策を考えてください。	北千里駅周辺につきましては、路上喫煙防止啓発員による喫煙マナー向上に向けた啓発活動を実施しております。今後も不定期にはなりますが、啓発活動を継続してまいります。 いただきました情報は、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R6.8.19	R6.8.30

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
16	北千里駅ロータリーでの歩きタバコについて	2024年8月15日13時52分頃、北千里駅のアルカとまちなかりビング方面をつなぐ通路(車や自転車乗り入れ禁止のところ)で40～60代くらいの男が喫煙していた。ここは禁止区域のはずですよ。 ボランティアで清掃活動もしているが最近北千里駅の周辺にタバコの吸い殻が大量に捨てられていることが多い。昔に戻ってきていると感じている。喫煙者は減少傾向だというがマナーの悪い喫煙者だけが残った印象しかない。 職員や有志の巡回強化をお願いします。また、市側でも歩きタバコや路上喫煙しないよう新たな対策を考えてください。	北千里駅周辺につきましては、路上喫煙防止啓発員による喫煙マナー向上に向けた啓発活動を実施しております。今後も不定期にはなりますが、啓発活動を継続してまいります。 いただきました情報は、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R6.8.19	R6.8.30
17	吹田市内での路上喫煙について	2024年8月15日13時58分頃、さゆり幼稚園から北消防署前までの制限40キロの道路(下り坂のところ)で40～60代くらいの男が車から車外に出て喫煙していた。 ボランティアで清掃活動もしているが最近北千里駅の周辺にタバコの吸い殻が大量に捨てられていることが多い。昔に戻ってきていると感じている。喫煙者は減少傾向だというがマナーの悪い喫煙者だけが残った印象しかない。 職員や有志の巡回強化をお願いします。また、市側でも歩きタバコや路上喫煙しないよう新たな対策を考えてください。 これで本日3回目だ。どんだけひどいんだ。	さゆり幼稚園から北消防署前までの制限40キロの道路は、路上喫煙禁止地区に指定されておられません。ご指摘の人物が歩きながら喫煙、あるいはポイ捨てを行っていただければ、条例違反には該当しないことをご理解願います。 北千里駅周辺につきましては、路上喫煙防止啓発員による喫煙マナー向上に向けた啓発活動を実施しております。今後も不定期にはなりますが、啓発活動を継続してまいります。	環境政策室	R6.8.19	R6.8.30
18	藤白台1丁目での歩きタバコについて	2024年8月15日14時00分頃、藤白台1丁目バス停付近で上下青のランニングジャージのようなものを着て黒の帽子をかぶり、黒のリュックを背負ってサンダルを履いた30～40代くらいの男が歩きタバコしていた。 ボランティアで清掃活動もしているが最近北千里駅の周辺にタバコの吸い殻が大量に捨てられていることが多い。昔に戻ってきていると感じている。喫煙者は減少傾向だというがマナーの悪い喫煙者だけが残った印象しかない。 職員や有志の巡回強化をお願いします。また、市側でも歩きタバコや路上喫煙しないよう新たな対策を考えてください。 とうとうこれで本日4回目だ。どんだけひどいんだ。	歩きタバコは吹田市内全域で禁止されておりますので、ご指摘いただきました情報は、今後の啓発活動の参考とさせていただきます。 北千里駅周辺につきましては、路上喫煙防止啓発員による喫煙マナー向上に向けた啓発活動を実施しております。今後も不定期にはなりますが、啓発活動を継続してまいります。	環境政策室	R6.8.19	R6.8.30

令和6年度(2024年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
19	B28。片山公園の危険な要改修ヶ所4か所の情報	・8月24日に片山公園にて、夏祭り・盆踊り・出店で多くの子どもさんたちが来られます。 ⇒添付画像B28-1。28-2 片山公園の利用者 ・天気予報で強い勢力の台風10号が27日頃に近畿地方を縦断とのこと。 1)市民プール側から公園への坂道途中の横断側溝のグレーチングに自転車のタイヤがはまり込む溝があり、危険。また溝と集水桝の中には落ち葉が堆積で雨水が流れません。 ⇒添付画像B28-3 片山公園の溝危険 2)片山公園で去年の井戸掘削工事跡が陥没。カラーコーンが水没。カラーコーンに重しが無く、台風で吹き飛ばされる恐れ有り。 ⇒添付画像B28-4 井戸掘削工事跡危険 3)図書館近くの水消毒タンク設置ヶ所に、破れた土嚢が約40袋。砂がこぼれてほぼ原型無し。 ⇒添付画像B28-5 土嚢が破れて大雨時に機能せず 4)大和大学側の公園入口に設置の看板が、長年の経年劣化で台風により吹き飛ばされる恐れが。 ⇒添付画像B28-5 大和大学側の劣化看板 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)溝のグレーチングの隙間は埋め、土砂・落葉の浚渫を実施しました。 2)カラーコーンの回収を実施しました。 3)タンクの補修工事の際に使用したもので、回収しました。 4)看板の補修を実施しました。 以上、ご連絡ありがとうございました。	公園みどり室	R6.8.23	R6.8.30